

人口減少対策市町村支援事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

人口減少対策市町村支援事業委託業務

(2) 事業の目的

本県では、34歳以下の人口が直近10年間で約2割減、また、令和7年の出生数は過去最少を更新する3,072人（高知県推計人口）となるなど、若年層を中心とした人口の減少が深刻化している。

こうした現状に歯止めをかけ、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るためには、県と市町村が目標を共有しベクトルを合わせ、連携して取り組むことが必要。このため、令和6年に「人口減少対策総合交付金」を創設し、令和9年までの4年間にわたって、市町村が地域の実情に合わせて実施する「若者の定着・増加」「婚姻数及び出生数の増加」「共働き共育ての推進」に資する取組に対して、総合的な支援を実施しているところ。

本業務は、県内市町村が実施する人口減少対策に係る取組について、地域の現状やこれまでの施策の整理、課題の深掘りや掘り起こし、各分野の専門アドバイザーからの助言などによる伴走支援を通じて、さらなる実効性の向上を目指すもの。

(3) 事業の内容

別途定める「人口減少対策市町村支援事業委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで。

2 見積限度額

9,988千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める「人口減少対策市町村支援事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加事業者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。14日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）（令和6年度～令和8年度）に登録されている又は契約締結時までに競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）（令和6年度～令和8年度）登録が予定されている者であること。
なお、競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（令和6年度から令和8年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、次の指定場所へ提出すること。高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。
＜高知県会計管理局総務事務センターホームページ＞
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>
＜高知県知事が定める申請書の提出先＞
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター（TEL：088-823-9788）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去3年以内に、国又は地方公共団体が発注した、業務内容が同程度又は人口減少対策に関連する業務の履行実績があること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

本公募型プロポーザルの説明会（Web開催）を次のとおり実施する。

- ・日時：令和8年3月9日（月）16時00分から17時00分（予定）
- ・参加：別紙1を令和8年3月9日（月）12時00分までに、中山間地域対策課へ電子メールで送信し、電話により着信を確認すること。
※参加確認後、参加URLと資料を別途送付する。
※上記期限までに参加申込書を提出する事業者がいない場合は、説明会への参加希望者がいないものとして説明会を開催しない。

7 質疑と回答

質疑は令和8年3月12日（木）17時00分までに、別紙2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和8年3月16日（月）までに中山間地域対策課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/>）に掲載する。

<提出先>

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総合企画部中山間地域対策課

TEL : 088-823-9739

E-Mail : 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、次表に掲げる書類及び「5 資格要件」の(1)、(4)に規定する事項が確認できる書類を添えて申込むこと。

<提出書類、様式及び提出部数等>

募集要領の 様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
別紙3	参加申込書	A4縦	正本1部
別紙4	法人概要書		
—	納税証明書(消費税、都道府県税) ※写し可 ※申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ※高知県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は提出不要	—	各1部

(1) 提出方法等

①提出方法

持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、または、電子メール(電話により着信を確認すること)

②提出期限

令和8年3月19日(木)12時00分(必着)

③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総合企画部中山間地域対策課

TEL : 088-823-9739

E-Mail : 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県中山間地域対策課において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了した後、確認結果を令和8年3月24日(火)までに電子メール等により申込者へ連絡する。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

②知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「人口減少対策市町村支援事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「人口減少対策市町村支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、3月31日（火）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

<高知県情報公開条例>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

12 日程（予定）

令和8年3月4日（水）	募集要領公示、募集開始
令和8年3月9日（月）12時00分必着	説明会参加申込〆切
令和8年3月9日（月）16時00分から	説明会開催
令和8年3月12日（木）17時00分必着	質疑書提出〆切
令和8年3月16日（月）	質疑書への回答をホームページに掲載
令和8年3月19日（木）17時00分必着	参加申込〆切
令和8年3月26日（木）12時00分必着	企画提案書提出〆切
令和8年3月30日（月）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年3月31日（火）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は、返却しない。また、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。

(2) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を「募集要領」の別紙5により提出すること。開示・非開示の判断は、別紙5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

<高知県情報公開条例>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

(3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14 問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総合企画部中山間地域対策課

TEL : 088-823-9739

E-Mail : 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次のいずれかに該当した場合、提案者は失格になる場合がある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 令和8年度当初予算高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがある。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- (5) やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者（県内に本店を有する事業者）を選定すること。また、審査委員会において、再委託における県内事業者の優先を加点した場合は、原則、県外事業者への再委託は認めない。
- (6) 公示以降において、県の組織や人事の異動に伴う変更があった場合は、関係書類の提出先や問い合わせ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となる。